

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月11日
管理表No.	0209-29 改訂00

項目	コメント内容
材料及び構造 (第14条)	・P20 第3-1 表及びP34 第3-3 表(PDF2353 及び2367) シール部の許容応力は異なるので、カバープレート (シール部) の欄を追記 (許容応力は205MPa) すること。(理由: キャスク構造規格MCD-5 に記載されている)

(回 答)

カバープレート (シール部) の欄を追記する。なお, カバープレート (シール部) に発生する応力はカバープレートの最大応力より小さいが, 先行事業者を参考にカバープレートに発生する応力と同じ値とする。

以 上